



社会福祉法人 山城会 行動計画（第4回）

社員の働き方を見直し、仕事と子育てを両立させることができるよう、働きやすい環境の整備を行い、社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 から 令和12年3月31日まで
2. 内 容

目標1： 子供の看護のための休暇を利用しやすい制度を導入する。

<対策>

令和7年5月～ 子の看護のための休暇を法定より1日上回って、子1人につき6日、2人以上の子がいる場合は11日の看護休暇が取得できる制度を導入する。

目標2： 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを実施する。

<対策>

令和7年6月～ 毎月1回ノー残業デーを導入する。